

命 令 書

申 立 人 横浜市神奈川区菅田町 4 4 8 番地井上ビル 2 階
神奈川県自動車教習所労働組合
同 平塚市河内 1 3 2 番地
神奈川県自動車教習所労働組合湘南ドライビングスクール支部
同 A
同 B
同 C
被申立人 東京都新宿区若松町 9 番 1 2 号
株式会社魚沼中央自動車学校

上記当事者間の神労委平成 1 7 年（不）第 7 号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成 1 9 年 3 月 1 6 日第 1 3 8 5 回公益委員会議において会長公益委員小西國友、公益委員関一郎、同藤井稔、同高荒敏明、同盛誠吾、同神尾真知子及び同水地啓子が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、
 - (1) 申立人 A、同 B 及び同 C が平成 1 6 年 6 月 1 0 日をもってその運営する秦野自動車教習所の教習指導員として採用され、同日以降就労していたものとして取り扱わなければならない。
 - (2) 申立人 A、同 B 及び同 C に対し、同人らを現に就労させるまでの間、就労していたならば支給されたであろう賃金に相当する額から、平成 1 6 年 6 月 1 0 日以降に株式会社湘南ドライビングスクールが同人らに支払った給与等の額を控除した額に、年率 5 分相当額を加算した額の金員を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人神奈川県自動車教習所労働組合湘南ドライビングスクール支部が申し入れる団体交渉を拒否することなく、誠実に応じなければならない。

3 被申立人は、本命令受領後、速やかに下記の文書を申立人らに手交しなければならぬ。

記

当社が、貴組合支部所属の組合員であるA、B及びCを秦野自動車教習所の教習指導員として採用しなかったこと、湘南ドライビングスクールが閉校となった以降、同所での待機を命じた上、解雇したことは労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であり、また、貴組合支部が申し入れた団体交渉に応じなかったことは、同条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成 年 月 日

神奈川県自動車教習所労働組合

執行委員長 D 殿

神奈川県自動車教習所労働組合湘南ドライビングスクール支部

支部長 A 殿

A 殿

B 殿

C 殿

株式会社魚沼中央自動車学校

代表取締役 E

4 申立人らのその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、申立外株式会社湘南ドライビングスクール（以下「申立外会社」という。）を解雇された申立人A（以下「A」という。）らとその加盟する労働組合が、Aらを被申立人が運営する秦野自動車教習所（以下「秦野校」という。）に就労させること、被申立人が申立人組合と団体交渉に応じることなどを求めて申し立てた事件である。

申立人らは、申立外会社と被申立人とは「和田グループ」の構成企業とし

て実質的同一性があり、被申立人はAらに対して使用者性が認められるとした上で、Aら組合員だけを湘南ドライビングスクール（以下「湘南校」という。）から秦野校に異動させなかったことは被申立人の不当労働行為であるなどと主張し、一方、被申立人は、「和田グループ」などというものは存在せず、Aらと雇用関係その他いかなる法律関係も有したことはなく、法律上の使用者でない者と労働者との間に不当労働行為の成立する余地はないなどと主張して争ったものである。

第2 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

ア 申立人である神奈川県自動車教習所労働組合（以下「組合本部」という。）は、神奈川県内の自動車教習所で働く労働者で組織する労働組合であり、神奈川県自動車教習所労働組合湘南ドライビングスクール支部（以下「組合支部」という。）の上部組織である。組合員数は、本件結審日（平成18年11月7日）現在314名である。

イ 申立人である組合支部は、申立外会社で働く労働者で組織する労働組合であり、組合員数は、本件結審日現在3名である。

ウ 申立人であるAは、昭和52年12月10日に申立外会社に入社し、湘南校に教習指導員として勤務していたところ、平成17年2月25日に申立外会社を解雇された。

昭和53年4月神自交平塚自動車専門学校支部（現在の組合支部）に加入し、平成11年以降、組合支部の支部長である。

【甲第33号証、甲第95号証、第102号証】

エ 申立人であるBは、平成2年1月21日に申立外会社に入社し、同年12月以降湘南校に教習指導員として勤務していたところ、平成17年2月25日に申立外会社を解雇された。

平成3年7月1日に組合支部に加入し、平成10年11月以降、組合支部の役員である。

【甲第42号証、甲第102号証】

オ 申立人であるCは、昭和44年6月1日に申立外会社に入社し、同年8月2日以降湘南校に教習指導員として勤務していたところ、平成17年2月25日に申立外会社を解雇された。

昭和48年ごろ平塚自動車専門学校労働組合に加入し、その後昭和54年に労働組合の合併により神自交平塚自動車専門学校支部の組合員となった。平成16年3月以降、組合支部の書記長である。

【甲第33号証、甲第43号証、第102号証】

(2) 被申立人

被申立人である株式会社魚沼中央自動車学校は、肩書地に本社を置き、自動車教習所の経営等を行う株式会社で、資本金は4千万円である。昭和28年12月12日に設立され、平成16年10月1日、株式会社小出自動車学校から商号を変更している。その従業員数は、結審日現在56名である。

取締役は、F、E、G、H、I、J及びKで、代表取締役にはF、Eの2名が就任している。

なお、GはEの息子であり、HはEの妻である。

新潟県魚沼市で自動車教習所を営むほか、平成15年6月、秦野市曾屋に、秦野校を開設した。秦野校の従業員数は、結審日現在37名である。

【甲第5号証、甲第55号証、甲第89号証、第5回審問F証言】

(3) その他

ア 申立外会社

申立外会社は、東京都新宿区若松町9番12号に本社を置き、自動車教習所の経営等を行う株式会社で、資本金は1千万円である。昭和39年4月9日に設立され、その後商号を株式会社平塚自動車学校に変更し、平成6年再び商号を変更して現社名となった。

昭和53年4月に経営者が交替し、Eらが経営に当たることになった。取締役は、J、E、G及びHで、代表取締役はGである。

平塚市河内字竹ノ花132番地に湘南校を設置し、自動車教習所を運営していたが、平成16年6月に同校を閉校した。この土地は、申立外有限会社茨城県羽鳥自動車学校が所有（後に被申立人の所有となる）し、被申立人ほか後記の和田グループの会社を債務者とする抵当権が設定されていた。

平成15年5月ごろの従業員数は31名で、そのうち教習指導員・検定員として従事していた者は16名であった。

【甲第4号証、甲第14号証、甲第33号証、第1回審問A証言、第2

回審問B証言】

イ 和田グループ

(ア) 被申立人や申立外会社のほか、申立外株式会社和田、申立外株式会社小金井自動車学校、申立外有限会社茨城県羽鳥自動車学校（平成17年1月に被申立人と合併）、申立外株式会社メディカルファーマシーほかの会社を総称して、対外的に和田グループと称している。被申立人の本社の所在する新宿区若松町のビルは、和田グループの会社全体の総務担当者の部屋、経理担当者の部屋などに分かれており、役員室にはG、Fら数名の役職者の机が置かれている。

被申立人は、平成16年3月の公共職業安定所での求人票に「関東地方で7校の自動車学校を運営」と記載している。

株式会社和田は、被申立人、申立外会社のほか、和田グループの会社から委託を受けて経理業務等を行っている。取締役は、E、G及びHで、代表取締役は、Eである。

【甲第7号証、甲第8号証、甲第46号証の1～3、甲第47号証、甲第48号証、甲第53号証、甲第55号証、甲第85号証、甲第94号証、甲第123号証、甲第125号証、第5回審問F証言】

(イ) Gは、他社の社内報である「SPECTRUM（通巻50号・平成11年1月1日発行）」に、「当グループでは、以前からすべての会社の経理部門と総務部門を10人程度で集中管理している為、事務部門に関してはかなり効率的だと思います。」との寄稿をしている。

【甲第85号証】

(ウ) 平成13年3月26日、被申立人が運営する小出自動車学校、申立外会社が運営する湘南校をはじめ、和田グループの会社が運営する自動車教習所の設置者、管理者あてに「本部F」名義で通知された「教習所事業決裁ルールについての説明」と題する文書には、「去る3月16日における設置者会議において、教習所に関わる出金手続きのルールについて下記の通りに決まりましたので、趣旨徹底の上実施願います。」などとの記載とともに、稟議書の様式、教習所事業における決裁基準等が記載されていた。

上記に基づく実際の教習所事業決裁の取扱いは、支払金額が50万円以上の案件については、総括本部長のGらの決裁が必要とされてい

る。

なお、これら決裁ルール上の役職者の給料は、それぞれの所属する会社が支給することとされている。

【甲第63号証、甲第89号証、第5回審問F証言】

(エ) 平成13年5月17日及び18日、Eは被申立人及び申立外会社を含む和田グループの会社の幹部職員、自動車教習所管理者等を集めた「設置者、管理者会議」を開催した。この会議では、教習所事業についてのオーナー方針説明等が行われた。

【甲第55号証、甲第62号証、甲第89号証】

2 申立外会社における従前の労使事情等

(1) 昭和53年6月15日、組合支部の上部団体であった全国自動車交通労働組合連合会神奈川地方自動車交通労働組合は、申立外会社を被申立人とし、当時組合支部の副支部長Lに対する出勤停止5日の取消し、残業差別の禁止などを請求する救済内容とする不当労働行為救済申立てを当委員会に対して行ったが、同年12月13日、和解が成立した。

【甲第33号証、第1回審問A証言】

(2) 昭和57年3月4日、横浜地方裁判所は、Lを申請人とし、申立外会社を被申請人とする地位保全等の仮処分申請事件において、当時組合支部の支部長であったLに対する懲戒解雇処分を、解雇権の濫用により無効とする旨判示した。

【甲第33号証、第1回審問A証言】

(3) 平成12年4月21日、申立外会社は、「団体交渉申し入れに対する回答書」で、「組合側の本部役員については、出席を認めない」、「理由：交渉内容はあくまでも社内問題である為」などと回答し、それ以降も申立外会社の方針として、組合支部との団体交渉において、組合支部の上部団体である組合本部の役員の団体交渉への出席を拒んでいた。

【甲第68号証、甲第126号証、第4回審問M証言】

3 本件申立てまでの労使事情等

(1) 秦野校開設に向けた動き

ア 平成15年3月ごろ、申立外会社のG社長は同社のM専務（以下「M専務」という。なお、M専務は取締役としての登記はされていない。）に対し、親会社の倒産により休校となっていた旧秦野自動車学校の土地

が安く入手できそうなのでそこに湘南校を指定を受けたまま移転させる計画がある、秦野市は湘南校のある平塚市とは違い他に自動車教習所はないので湘南校を指定を受けたまま移転させることができれば理想的だなどと話した。

また、そのころ、G社長は従業員に対し、湘南校が秦野にそのまま移転するのでみんな連れて行くと説明していた。

なお、この当時組合支部には少なくとも5名の組合員が存在した。

【甲第4号証、甲第33号証、甲第54号証、甲第89号証、乙第3号証、第1回審問A証言、第4回審問M証言】

イ 平成15年3月14日、E、G、M専務、N（湘南校の管理者で、後に被申立人に採用され秦野校の管理者となる。以下「N管理者」という。）が、神奈川県警察本部を訪れ、湘南校が神奈川県公安委員会による指定自動車教習所の指定を受けたまま秦野市に移転することの可否を打診したところ、指定を受けたままでの移転は難しい旨の説明を受けた。

【甲第56号証、甲89号証】

ウ 平成15年4月ごろ、Eが旧秦野自動車学校用地を購入するに当たってのつなぎ資金として、申立外会社が融資を受けることとなり、M専務はG社長から指示を受け、出向元である三井住友銀行から融資を受けるため、秦野校の収支計画に関する資料等を作成し同行と交渉するなどした。

【乙第3号証、第4回審問M証言】

エ 平成15年5月8日ごろ、被申立人は、「秦野開設スケジュール表」を、前後して「秦野開設時スケジュール」を作成し、秦野校開設の検討を進めた。「秦野開設スケジュール表」及び「秦野開設時スケジュール」には、次の記載がある。

(ア) 「秦野開設スケジュール表」

a 基本事項として、「法人登記、本社（O）」、「自動車教習所届出、N／L」、「教習開始承認願い、N／L」、「協会届出、N・L」、「届出教習所事業開始、7月1日」などの項目、担当等が記載されている。

b 人事関係として、「組合への案内、G／M」、「秦野出向者決定、G／M」、「指導員の補充（必要時）、M」、「出向者着任、6月

21日」などの項目、担当等が記載されている。

- c 設備関係として、「校舎点検（業者立会）、M / N / L」、「コース点検（業者立会）、M / N / L」、「設備点検（業者立会）、M / N / L」などの項目、担当等が記載されている。

(イ) 「秦野開設時スケジュール」

- a 基本事項として、「法人登記（湘南の支店）、O」、「自動車教習所届出、N・L」、「教習開始承認願、N・L」、「協会届出、N・L」、「届出教習所事業開始、6月16日」などの項目、担当等が記載されている。
- b 人事関係として、「組合への案内、G / M」、「秦野出向者決定、G / M」、「指導員の補充（必要時）、M」、「出向者着任、6月10日」などの項目、担当等が記載されている。
- c 設備関係として、「校舎点検（業者立会）、P・N・L」、「コース点検（業者立会）、P・N・L」、「設備点検（業者立会）、P・N・L」、「水道・電気・ガス・電話、N・L」、「備品手配、P・N・L」、「引越し、P・N・L」などの項目、担当等が記載されている。

【甲第59号証、甲第60号証、第5回審問F証言】

オ 平成15年5月ごろ、当時湘南校の管理者であったN管理者は、秦野校の開設に関する「自動車学校開設の流れ（案）」（以下「Nメモ」という。）を作成した。

Nメモには、「指導員の人選をどうするか。（湘南の体制と合わせ検討の要あり）」、「その他の職員（湘南の体制と合わせ検討の要あり）」、「湘南の営業方針の検討が重要 近近、公認を受ける前提で、秦野への併合を既定方針とするか。当面、並立を前提とし、公認後の状況判断で方針を決定するか。」等の記載がある。

【甲第58号証、第7回審問N証言】

カ 平成15年5月12日、Eは、秦野市曾谷の土地（旧秦野自動車学校用地）を取得した。同日、この土地に、三井住友銀行を抵当権者とし申立外会社を債務者とする債権額計4億4千万円（利息年3.175%）の抵当権が設定された。なお、平成16年7月30日、この抵当権は解除となり、登記は抹消されている。

平成15年5月13日、湘南校の朝礼でM専務は、Eが秦野校の土地建物を買った旨発言した。

【甲第15号証、甲第71号証、第4回審問M証言】

キ 平成15年5月15日、E、G、被申立人F社長、N管理者らは、あいさつと称して神奈川県警察本部及び秦野市へ出向いた。

【甲第61号証、甲第89号証】

ク 平成15年5月20日、被申立人は取締役会で、Eから旧秦野自動車学校用地を賃借することを決定した。

【乙第15号証】

ケ 平成15年6月11日、湘南校の従業員であったN管理者を始めとして、副管理者・総括部長のQ、営業部長・教習指導員のL（平成10年まで組合支部長を勤め、平成13年に営業部長に就任するにあたり組合支部を脱退している。）、検定員のR、教習指導員（契約社員）のS及びTが申立外会社を退職し、秦野校従業員として被申立人に入社した。

秦野校において、Nは管理者に、Q及びRは教習指導員・検定員に、S及びTは教習指導員（正社員）に、Lは営業担当に、それぞれ就任した。

申立外会社を退職し秦野校で勤務した者の賃金は、平成15年10月21日に被申立人が新たに「従業員給与規程」を作成し、秦野校従業員に適用するまでは、湘南校の従業員であったときと同じであった。

なお、少なくともN管理者については、申立外会社を退職するに際して退職金を支給されていない。

【甲第94号証、甲第95号証、乙第9号証、乙第12号証、第2回審問B証言、第7回審問N証言】

コ 秦野校は、平成15年6月11日付け自動車教習所の届出書及び同月13日付け教習課程の指定申請書を神奈川県公安委員会へ提出した。

【乙第13号証、乙第14号証】

サ 平成15年6月16日、秦野校が開設された。

【甲第94号証】

(2) 秦野校開設以降指定を受けるまでの動き

ア 平成15年6月から平成16年1月までの間、湘南校従業員のUとVは、月に数回、秦野校で勤務していた。その状況は次のとおりである。

なお、Uらのタイムカードには、手書きで「ハダノ」などと記載されている日付欄がある。

(ア) U

平成15年6月に2日間、7月に4日間、8月に2日間、9月に3日間、10月に4日間、11月に4日間、12月に4日間、平成16年1月に2日間。

(イ) V

平成15年6月に3日間、7月に3日間、8月に5日間、9月に3日間、10月に5日間、11月に4日間、12月に4日間、平成16年1月に2日間。

【甲第44号証、第7回審問P証言】

イ 平成15年7月9日、申立外会社と組合支部との間で、会社側はM専務が、組合側は支部長のA、副支部長のB、書記長のWが出席して団体交渉が行われた。

その席上、M専務は、夏期一時金について、雇用確保のために秦野を作ったので金銭的な面も協力して欲しい、また、湘南校従業員を秦野校に移すことについて、移ると言っている、当然全員来てもらうなどと発言した。

【甲第42号証、甲第67号証、甲第95号証、第2回審問B証言】

ウ 平成15年8月20日、組合本部のX書記長、組合支部のA支部長、B副支部長は、組合員の異動などを内容とする協定書（案）を持参して申立外会社本社を訪れ、G社長に対し、秦野自動車教習所の新規開校に当たり、湘南ドライビングスクールの組合員は全員異動すること、異動に関しては賃金・労働条件は現行を維持することなどを内容とする協定の締結を申し入れた。

G社長は、秦野校へは全員異動してもらう、協定書作成については役員会に諮って回答するなど発言した。

【甲第16号証、甲第33号証、甲第42号証、甲第51号証、甲第68号証、甲第95号証、第1回審問A証言、第2回審問B証言、第3回審問X証言】

エ 平成15年9月19日、申立外会社と組合支部の間で、会社側はM専務が、組合側はA支部長、B副支部長及びW書記長が出席して団体交渉

が開催された。

【甲第42号証、甲第95号証】

オ 平成15年10月9日、組合支部が秦野校への異動を書面で約することを求める嘆願書への署名活動を行い、24名の署名が集まった。嘆願書には、「私たち、湘南ドライビングスクールに勤務する職員一同は、秦野自動車教習所新設に伴い、経営者側は公認校取得次第、全職員を秦野自動車教習所に異動すると発言しておりますが、職員そしてその家族は、将来どうなるのか不安が耐えられません。是非、職員並びに家族の心痛を察し安心する身分保障のためにも文書にて交わすことを職員一同で嘆願します。」と記載されていた。

【甲第27号証、甲第33号証、甲第42号証、第1回審問A証言、第2回審問B証言】

カ 平成15年10月10日、申立外会社と組合支部との間で、会社側はG社長及びM専務が、組合側は組合本部のD委員長、組合支部のA支部長、B副支部長、W書記長が出席して団体交渉が行われた。

冒頭、G社長は団体交渉に本部役員が出席することを認めない旨発言し、D委員長は団体交渉に本部役員の出席を認めないのは不当労働行為であると述べた上で退席した。また、G社長は、秦野校への従業員の移転について、基本的にはみんなを連れて行かざるを得ない、誰と誰は来るなということができたならうれしい、弁護士の見解ではできないと言っていた、みんなを連れて行かざるを得ないのだから協定書を結ぶ必要はないなどと発言した。

【甲第33号証、甲第42号証、甲第68号証、甲第95号証、第1回審問A証言、第2回審問B証言】

キ 平成15年12月9日、湘南校送迎バス運転手のYが申立外会社を退職し、秦野校従業員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、第2回審問B証言】

ク 平成15年12月15日ごろ、申立外会社は、湘南校の生徒の新規入校を中止した。

【甲第54号証、乙第3号証】

ケ 平成16年1月5日、湘南校送迎バス運転手のZが申立外会社を退職し、秦野校従業員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、第2回審問B証言】

コ 平成16年1月21日、湘南校事務員のUが申立外会社を退職し、秦野校従業員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、第2回審問B証言】

サ 平成16年1月28日、秦野校は普通自動車第一種免許に係わる教習の課程について、神奈川県公安委員会から指定を受けた。

【第7回審問N証言】

(3) 湘南校閉校までの動き

ア 平成16年1月29日、湘南校教習指導員のA'が申立外会社を退職し、秦野校教習指導員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、乙第12号証、第2回審問B証言】

イ 平成16年1月から同年6月までに、湘南校にあったマイクロバス2台、自動二輪教習車6台、高齢者講習用適性検査機2台、高齢者講習用動体視力計1台、高齢者講習用夜間視力計1台、自動二輪教習用一本橋1個、自動二輪教習用波状路1個、自動二輪教習用シミュレーター1台などが秦野校に運ばれた。これらの備品等は、被申立人が申立外会社から無償で譲り受けたものであった。

【乙第11号証、第7回審問P証言】

ウ 平成16年2月1日、湘南校教習指導員のB'及びC'、送迎バス運転手のD'が申立外会社を退職し、B'及びC'が秦野校教習指導員として、D'が秦野校従業員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、乙第12号証、第2回審問B証言】

エ 平成16年2月12日ごろ、湘南校教習指導員のE'が申立外会社を退職し、秦野校教習指導員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、乙第12号証、第2回審問B証言】

オ 平成16年3月4日、湘南校で従業員に対して説明する集会が開かれ、G社長は、現有生徒全員卒業後に同校を閉鎖する、株式会社湘南ドライビングスクールは存続し別事業に転換する、別事業としてスーパーに土地建物を賃貸する不動産賃貸業を目指している、従業員は退社するか残るか本人が決められたい、などと発言した。

【甲第54号証、乙第3号証】

カ 平成16年3月9日、組合支部書記長のWと組合支部会計のF'が組

合を脱退した。

【甲第113号証、甲第114号証】

キ 平成16年3月10日、申立外会社本社の所在する新宿区のビルにおいて、G社長と組合本部及び組合支部との間で話合いが行われ、G社長側は同社長のほか、株式会社和田のO、株式会社メディカルファーマシーのG'らが、組合側はX組合本部書記長、A支部長、B副支部長が出席した。

その席上、G社長は、秦野校に全員異動してもらおうと言ったことはない、湘南校に残る者は残ってもらおう、次の業種は決めていないが湘南校が閉鎖するまでには業種を決めておく、先に秦野に行った者の退職金は湘南校の分を引き継ぐなどと発言した。

【甲第33号証、甲第42号証、甲第115号証、第1回審問A証言、第2回審問B証言】

ク 平成16年3月10日、N管理者は、秦野校のB'、E'、C'に対し、申立外会社へ退職願を提出するよう求めた。

【甲第64号証の1～甲第65号証の3、甲第95号証、甲第127号証、第7回審問N証言】

ケ 平成16年3月22日ごろ、湘南校送迎バス運転手のH'が申立外会社を退職し、秦野校従業員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、第2回審問B証言】

コ 平成16年3月30日ごろ、湘南校教習指導員のI'が申立外会社を退職し、秦野校教習指導員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、乙第12号証、第2回審問B証言】

サ 平成16年4月7日、湘南校の教習指導員であり元組合支部会計のF'が申立外会社を退職し、秦野校教習指導員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、乙第12号証、第2回審問B証言】

シ 平成16年5月1日付けで、A、B及びCは連名で、代理人を通じ、被申立人代表取締役Eと申立外会社代表取締役Gあてに、速やかに通知人らについても全員を秦野校に異動させることを求める旨の通知書を書留内容証明郵便で送付した。

【甲第17号証】

ス 湘南校では、平成16年5月に在籍生徒数がゼロになった。湘南校は同月31日をもって指定校の返上をすることを神奈川県公安委員会に申請した。

【乙第3号証】

セ 平成16年3月以降同年6月までに、湘南校の従業員で教習指導員のJ'、送迎バス主任のK'及び副管理者・検定員のL'が定年で、事務員のV、送迎バス運転手のM'、N'及びO'が自己都合で、それぞれ申立外会社を退職した。

【第2回審問B証言】

ソ 平成16年6月9日、湘南校は閉校した。申立外会社は、その翌日から平成17年2月25日まで、湘南校で、A、B及びCを引き続き勤務させたが、具体的な業務を指示しなかった。この間のA、B及びCの時間外労働時間は、不明であるAの平成16年8月分を除き、ゼロであった。

なお、平成15年1月から平成17年2月までのA、B及びCの月別時間外労働時間数・時間外労働手当は、別表のとおりである。

【甲第33号証、甲第54号証、甲第89号証、甲第104号証～甲第108号証、甲第111号証】

(4) 湘南校閉校後本件申立てまでの動き

ア 平成16年6月16日ごろ、湘南校副管理者・教務部長のP'、湘南校検定員であり元組合支部書記長のWが申立外会社を退職し、秦野校教習指導員・検定員として被申立人に入社した。

【甲第95号証、乙第12号証、第2回審問B証言】

イ 平成16年6月23日、A、B及びCは、被申立人を被告とする契約上の地位の確認等請求訴訟を横浜地方裁判所小田原支部に提起した。

【乙第1号証】

ウ 平成16年7月8日、組合支部は、被申立人に対して「団体交渉申入書」と題する書面により、同月21日（水）午後12時50分から「秦野校異動について」等を議題とする団体交渉を申し入れた。

【甲第40号証】

エ 平成16年7月14日、被申立人は、組合支部に対して「通知書」と題する書面を書留内容証明郵便で送付した。

上記書面には、「平成16年7月8日付「団体交渉申入書」について、下記のとおり通知致します。当社は貴組合の組合員の使用者ではなく、貴組合の組合員はすべて当社の従業員ではありません。従って、当社が貴組合と団体交渉を行う権利も義務もありません。全く無関係な貴組合から当社に、団体交渉の申入れに驚くと共に非常に迷惑をしています。」と記載されていた。

【甲第41号証】

オ 平成16年11月24日、元湘南校副管理者・検定員で申立外会社を定年退職したL'が、秦野校教習指導員（契約社員）として被申立人に入社した。

【乙第12号証、第2回審問B証言】

カ 平成17年1月5日、湘南校が自動車教習所として使用していた平塚市河内字竹ノ花132番地の土地は、所有者であった有限会社茨城県羽鳥自動車学校が被申立人に吸収合併されたことに伴い、被申立人の所有となった。

【甲第14号証】

キ 平成17年2月21日、組合支部は横浜地方裁判所小田原支部に、申立外会社が、組合事務所の使用収益を妨害しているとして、使用妨害禁止の仮処分命令を申し立てた。

なお、組合支部は、湘南校において、指導員室の一角の畳4畳敷の部分を組合事務所として使用していた。同事務所には、「神自教労組 湘南ドライビングスクール支部 組合事務所」と銘打った黒板があり、組合関係の連絡事項などが掲示されていた。また、テーブル、パソコン等が置かれていた。

【甲第18号証、甲第23号証、甲第24号証、甲第33号証】

ク 平成17年2月25日、申立外会社は、A、B及びCを解雇し、同人らに対し、解雇通知、支払明細等を交付した。

解雇通知には次のとおり記載されている。

「当社は、平成16年6月に自動車学校の経営を終了し、事実上営業売上げが消滅したため、事業の継続が不可能となりました。そのため、各従業員との雇用関係を含む経営体制を大幅に縮小した上で新たな事業を立ち上げるべく現在その可能性を検討中ですが、貴殿は、別会社にお

ける従業員としての地位確認を求める訴えを提起するなど、当社における新事業が仮に開始されたとしても当社において就業する意思がないものと考えられますので、平成17年2月25日付けをもって解雇します。なお、法令に基づく解雇予告手当等とは別途お支払いいたしますので、担当者にご相談ください。」

また、支払明細には、予告手当、退職金等の額が記載されていた。

【甲第22号証の1～3】

ケ 平成17年2月26日及び27日、申立外会社は、湘南校において組合事務所を含む校舎の大半を解体した。

【甲第23号証、甲第33号証】

コ 平成17年3月14日、横浜地方裁判所小田原支部は、組合支部の行った組合事務所使用妨害等禁止の仮処分命令申立事件について、被保全権利の対象である本件組合事務所が取り壊されて消滅した事実が認められ、仮に債権者の主張する本件組合事務所の使用借権が成立したとしても、被保全権利の存続する余地がないものといわざるを得ないとして却下した。

【甲第26号証】

サ 申立外会社は、平成18年10月5日現在、不動産管理・賃貸業を行っており、湘南校の跡地はスーパーマーケットとなっている。

【甲第118号証】

4 本件申立て

申立人らは、当委員会に対し平成17年5月23日に不当労働行為救済を申し立てた。

請求する救済の内容は、次のとおりである。

- (1) 被申立人は、申立人組合支部所属の組合員である申立人A、B、Cらにつき、秦野校で就労させ、かつ、同人らに対し、平成16年6月9日以降同人らを同校において就労させるまでの間について、申立外会社における基準に従い、秦野校において教習指導員として平均時間就労していたならば支給されたはずの賃金相当額より既払分を控除した額に、年率6分相当額を加算した額の金員を、支払わなければならない。
- (2) 被申立人は、申立人組合支部所属の組合員である申立人A、B、Cらの、秦野校における就労及び賃金の支払につき、誠意をもって団体交渉に応じ

なければならない。

(3) 文書の手交及び掲示

第3 判断及び法律上の根拠

1 却下の主張について

申立ての却下に係る被申立人の主張及び当委員会の判断は、次のとおりである。

(1) 被申立人適格

ア 被申立人の主張

被申立人は、A、B及びCのいずれとも雇用関係その他いかなる法律関係も有したことはなく、現在も有していない。申立人は、法律上の雇用関係のないものを被申立人として本件申立てに及んでいるが、法律上の使用者でないものと労働者との間において不当労働行為の成立する余地はない。申立人A、B及びCらに対する本件申立てが却下された場合、他の申立人について申立ての根拠はなく、同様に却下されるべきである。

イ 当委員会の判断

被申立人は、A、B及びCのいずれとも雇用関係その他いかなる法律関係も有したことはなく、本件申立ては却下されるべきである旨主張するが、被申立人が労働組合法上の使用者に該当しないことは当事者双方の主張からは一見して明らかではなく、本件申立てが労働委員会規則第33条第1項各号の却下事由に該当すること、その他本件申立てが不当労働行為であるか否かについての実体審査をする為の前提を欠くこともまた一見して明らかではないので、被申立人の主張は採用できない。

(2) 実質的な二重起訴

ア 被申立人の主張

A、B及びCらによる本件と同様の主張は、現在、横浜地方裁判所において訴訟が係属中であり、同裁判の係属中は実質的な二重起訴ないし(準)司法判断となる本件申立ては却下すべきである。申立人A、B及びCらに対する本件申立てが却下された場合、他の申立人について申立ての根拠はなく、同様に却下されるべきである。

イ 当委員会の判断

労働委員会の審査に民事訴訟法第142条の適用がないことは明らかであるので、被申立人の主張は採用できない。

以上のとおり、被申立人の却下の主張は、いずれも採用できない。

2 被申立人の使用者性について

被申立人の申立人A、B及びCとの関係における使用者性についての当事者の主張及び当委員会の判断は次のとおりである。

(1) 申立人の主張

ア 合意による労働契約関係の成立

和田グループにおいて、湘南校の職員は秦野校に全員異動させる旨を決定し、その旨申立外会社のG社長やM専務が全職員に伝達したものであるところ、申立人組合員らがこれに応じ、被申立人への異動を希望する意思を表示したことによって、組合員らと被申立人の間に労働契約関係が成立したと解することができ、被申立人は法形式上も使用者である。

イ 営業（事業）譲渡の合意による労働契約関係の承継

平成15年3月ごろ、湘南校を旧秦野自動車学校の土地建物に移転する旨を決定した時点において、申立外会社と被申立人の間で営業（事業）譲渡の合意（少なくとも労働契約関係承継の合意）がなされたというべきである。湘南校の備品中、送迎用マイクロバス、バイク、シミュレーター、レジ等耐用年数の来ていないものについては、そのほとんどが秦野校へ承継されている。

営業譲渡がなされた場合、労働契約関係も、労働者の意思に反しない限り譲受人に承継されると解され、組合員についても、労働契約関係は承継されていることとなり、被申立人は法形式上も使用者である。

ウ 実質的同一性

被申立人と申立外会社は、和田グループ構成企業として実質的同一性を有する。和田グループ各社は、E、G親子を中心に、極めて密接な関係があり、実質的には単一の企業体であり、経理を本部たる株式会社和田に集中して行っているばかりか、不動産を相互に所有し合い、あるいは担保提供する等している。

湘南校の労働者31名中、秦野校へ異動した者は19名、和田本社へ異動した者は2名、定年退職者3名、異動を希望せず退職したものは4名であり、秦野校への異動希望者は、申立人ら3人以外全員秦野校へ異動している一方、秦野校の在職者は、33名中19名と過半数は湘南校から異動した者である。

エ 採用についての労働組合法第7条第1号の規定の適用

本件においては、労働組合法第7条第1号の規定は、労働者の採用についても当然に適用がなされるべきである。

(2) 被申立人の主張

ア 合意による労働契約関係の成立

被申立人を代表する権限を有するものが申立人Aらに対し被申立人における雇用の意思を申し出た事実はない。

被申立人は、Gによるかかる発言の存在自体を否定するものであるが、仮にGにおいて何らかの誤解を生じうる発言があったとしても、その発言は、すべて、申立外会社の団体交渉等の席上において、代表取締役社長としての立場においてなされたものであり、被申立人の代表者ないし代理人としての立場においてなされたものではない。被申立人が、G、Mに対し、いかなる形にせよ授権する理由はまったくなかった。

イ 営業（事業）譲渡の合意による労働契約関係の承継

本件においては、申立外会社においても、被申立人においても、営業譲渡が適法になされていないことは明白である。もとより、申立外会社と被申立人との間においてかかる営業譲渡等の合意がそもそも成立していないことはもちろんである。

営業譲渡契約においては、クロージング（決済）後の譲渡人による競業禁止義務が規定されることが常識的・不可欠であり、数か月以上もの期間にわたり営業譲渡の対象となった営業を譲渡人・譲受人が共に行うという事態はおよそ考えられない。

被申立人は、申立外会社において不要となった事務用品等をいくつか個別に引き取っただけであり、建物内の諸設備、教習用自動車等も、被申立人が独自に購入・入手したものである。

ウ 実質的同一性

被申立人と申立外会社とは、ごく一部に重複があることを除き代表者、資本構成、役員構成及び主たる営業所の所在地並びにそれぞれの会社の沿革及び業務内容が全く異なり、法律上異なる法人であることは論をまたない。

和田グループという組織は存在せず、代表の選出方法、総会の運営方法、財産も存在しない。したがって、いわゆる権利能力なき社団として

も存在しないので、和田グループは法律上の概念として成立し得ない。被申立人は株式会社和田に対し、会計・記帳代行及び記帳指導を依頼しているのみであり、被申立人と株式会社和田との間に、その他の業務関係は存在しない。

被申立人の教習指導員その他の職員は、被申立人が職安（ハローワーク）で募集を行う等により独自に採用したものであり、指定自動車教習所となった当初から、湘南校出身者以外の者が半数近く存在している。

(3) 当委員会の判断

ア 合意による労働契約関係の成立及び営業（事業）譲渡の合意による労働契約関係の承継

前記第2の3の(1)のア、(2)のウ、オ、カ及び(3)のシで認定したとおり、申立外会社のG社長が湘南校従業員を秦野校に、全員連れて行く旨の発言をし、Aらが秦野校での就労を希望した事実も認められるが、それによって直ちにA、B及びCと被申立人との間で合意による労働契約が成立していたと認めることはできず、また、前記第2の3の(3)のイで認定したとおり、湘南校の備品等の一部が秦野校に移転している事実はあるものの、不動産や得意先などは引き継がれておらず、しかも、秦野校と湘南校は一時期併存していたのであるから、営業譲渡が行われたとも認められない。

イ 実質的同一性

(ア) 外形上の関連性

前記第2の1の(2)、(3)のア及びイの(ア)で認定したとおり、被申立人と申立外会社とは、役員構成や企業運営に関して外形上強い結びつきが見られる。

(イ) 経営上・業務上・労務管理上の関連性

a 前記第2の1の(3)のイの(ア)から(エ)までで認定したとおり、被申立人と申立外会社は、以前から総務・経理事務が和田グループの別会社と共に一体で処理されており、グループ内の自動車教習所では同一の決裁ルールが適用されていた。

b 前記第2の1の(3)のア、同3の(1)のウ及びカで認定したとおり、申立外会社のM専務が秦野校の土地の購入資金調達のため奔走し、資本金1千万円の同社が4億円を超える債務を年利3.175%の金利

付きで負担している。このことに関し同専務は、Eが土地購入資金を得るまでのつなぎ資金である旨陳述するが、たとえつなぎ資金であったとしても、自社と無関係の事業のためにリスクを負担してまで借入れを起こしたとは通常考えられない。また、M専務は、銀行から融資を受ける際に、秦野でいかに収益を上げられるかが一番のポイントであったと当委員会の審問で証言しているが、融資実行時には既に被申立人が行うことに確定していた事業の収益を、申立外会社の同専務が分析・説明するというのは、被申立人と申立外会社が密接な関連性を有しない限り不自然である。

c 前記第2の3の(1)のケで認定したとおり、湘南校の管理者であったNは平成15年6月11日に申立外会社を退職し、同日被申立人に秦野校の管理者として採用されているが、同人は、申立外会社から退職金を受け取っておらず、また、当委員会の審問で、「6月分の給与をそれぞれの会社から別々に支給されたわけではない」とも証言しており、会社を退職し別会社に就職した際に通常行われる事務上の手続が行われていない。

d 前記第2の3の(2)のアで認定したとおり、湘南校従業員のUらが平成15年6月から平成16年1月までの間、月に数回、秦野校で勤務していた。このことに関し被申立人のP常務は、当委員会の審問で、Uに「会社に隠れてお願いした」、「無報酬である」、「食事を出してあげた」などと証言しているが、申立外会社の従業員が半年もの長期にわたって別の会社に月数回、無断で、かつ、食事のみの無報酬で手伝いに行っていたという事態が、会社からも当人からも問題視されないということは、両社に強い関連性がなければ考えられない。むしろ、タイムカードに「ハダノ」と記載されていたことからすると、申立外会社では正規の出張扱いとされていたことすら窺われる。

以上aからdまでのとおり、被申立人と申立外会社との間には、経営上・業務上・労務管理上強い関連性が認められる。

(ウ) 秦野校開設に向けた一体性

a 前記第2の3の(1)のア、イ、コ及びサで認定したとおり、旧秦野自動車学校用地に、当初は湘南校が指定を受けたまま移転するこ

とが企画されていたが、それが困難であると判明した後も同じ土地での自動車教習所開設自体が断念されることはなく、被申立人の所管校として新たに指定を受けて開設することとされた。

- b 前記第2の3の(1)のエ及びオで認定したとおり、秦野校の開設準備に当たっては、申立外会社のM専務や、被申立人採用前のN管理者らの役割が組み込まれている。また、N管理者は、被申立人採用前に「Nメモ」を作成していたが、それによると、秦野校の開設は湘南校の運営と密接な関連事項と考えていたことが窺われる。

M専務は、「湘南の公認の移転の話は順調に進んでいると思っていた」、「15年12月15日時点においても湘南校の移転先として秦野校ができたと思っていた」などと陳述している。

- c 前記第2の3の(1)のケからサまで、(2)のキからサまで、(3)のア、ウからオまで、ケからサまで、ス、ソ及び(4)のアで認定したとおり、湘南校は、秦野校開設、指定取得に連動するような形で徐々に縮小、廃止され、従業員もそれに伴い順次湘南校から秦野校に異動している。

申立外会社にとって、湘南校を閉校するということは、会社の主要事業からすべて撤退することを意味するものであるが、前記第2の3の(2)のオで認定したとおり、従業員らは、秦野校への異動を書面で確約してほしい旨の嘆願書を提出しているほかは、雇用継続・希望退職等の労働条件に関する問題について会社に対応を求めている。

前記第2の3の(1)のケで認定したとおり、秦野校開設時の平成15年6月に、管理者を含む6名が一度に被申立人に異動した際にも申立外会社では従業員の一斉退職が特段問題視されていない。

- d 前記第2の3の(1)のエで認定したとおり、「秦野開設スケジュール表」及び「秦野開設時スケジュール」では、湘南校から「出向」する従業員の人選は申立外会社側で行うこととなっており、秦野校の人事には申立外会社が深く関与していたといえる。被申立人は、独自に職員を採用したと主張するが、前記第2の3の(1)のケ、(3)のア、ウ、エ、ケからサまで、セ、(4)のア及びオで認定したとおり、秦野校開設当初にはN管理者ほか申立外会社の人材がまず充て

られ、指定取得後は、順次湘南校から従業員が採用されている。特に教習指導員・検定員として従事していた者に関しては、定年退職したJ'及びL'（後に契約社員として採用）と組合支部員であるA、B及びC以外は全員、被申立人によって秦野校従業員として採用されている。

しかも、N管理者は、被申立人に採用された教習指導員C'らに対し、採用後に申立外会社の退職願を提出するよう求めたりもしている。

e 前記第2の3の(1)のア、(2)のウ及びカで認定したとおり、申立外会社のG社長は、湘南校の従業員に対し全員秦野校に連れて行くと言っていることから、申立外会社においても、湘南校の閉校と秦野校の開設は一体のものとして扱われていたことが窺われる。

以上aからeまでのとおり、秦野校の開設は、準備段階から湘南校閉校まで申立外会社と被申立人とが一体となって行った事業であり、その実質は湘南校の移転であったと見られる。

ウ まとめ

ア及びイで判断したとおり、A、B及びCと被申立人との間で合意による労働契約が成立していたと認めることはできず、申立外会社と被申立人との間で営業譲渡が行われたとも認められないのであるが、被申立人と申立外会社とは外形上、経営上・業務上・労務管理上強い関連性が見られ、とりわけ湘南校閉校、秦野校開設という事業は両者が協同して行ったものである。そうした中で被申立人の従業員の確保には、申立外会社も深く関与しており、特に秦野校の開設時には管理者・教習指導員・検定員として、まず湘南校の管理者・教習指導員・検定員であった者を充てており、その後も順次湘南校の教習指導員・検定員が採用されるなど、あたかも被申立人と申立外会社との間で、事業場の移転に伴う配置転換が行われたのと同視し得る状況にあった。

以上のことから、被申立人と申立外会社とは別法人ではあるが、少なくとも湘南校閉校、秦野校開設に関しては、両者は実質的に一つの事業体として活動していた実態が認められ、それに伴う秦野校従業員の確保、湘南校従業員の人事・労務管理については、両者が緊密な連携の下、一体となって行ったものであると見ることができる。

したがって、形式的には被申立人と申立外会社とは別法人であっても、湘南校閉校、秦野校開設に伴いA、B及びCに対してなされた一連の行為に関しては、被申立人は、同人らに対して労働組合法第7条の使用者であると判断する。

3 不当労働行為該当性について

申立人の主張するそれぞれの行為が不当労働行為に該当するか否かについての当事者の主張及び当委員会の判断は次のとおりである。

(1) 不採用（秦野校での就労拒否）、待機勤務及び解雇

ア 申立人の主張

(ア) 不利益性の存在

a 不採用（秦野校での就労拒否）

組合支部の組合員らのみ秦野校に異動させず就労の機会から排除した。

b 待機勤務

平成16年6月9日以降平成17年2月25日までの間、組合支部の組合員らに対してのみ、閉校して仕事の無い湘南校での待機を命じ、これを監視するという暴挙に出ていた。これにより、組合員らは、時間外労働の機会から排除され、財産的損害が発生してきた。加えて組合員らは、自動車教習所の指導員であり、教習生への指導を通じ自己実現を図ってきたものであり、自己実現の機会を奪われていた。

c 解雇

平成17年2月25日、組合支部の組合員らのみ、申立外会社を解雇した。

(イ) 不当労働行為性の存在

秦野校も無事指定校としてスタートし、湘南校の職員の大半が移動した平成16年3月になって、突然、被申立人はGを通じ、当時申立人組合支部に所属していた組合員5名全員に対してだけは秦野校には連れて行かない旨を言い出した。組合支部の当時書記長であったW及び当時会計であったF'の2名が脱退することとなった。すると一転して、F'に対しては、その直後に秦野校への異動命令が下り、Wも平成16年6月に秦野校へ異動した。

被申立人はGを通じ、組合支部の組合員3名を自主退職させるべく、仕事もないのに湘南校での待機を命じ、これをM専務とQ'管理者の2名が監視するという極めて異常な状態が約8か月あまり継続したが、被申立人は、組合員らにおいて自主退職の見込みがないことから、組合員らを解雇した。

一連の行為は、「労働者が労働組合の組合員であること」をもって行ったものと評価され、明々白々な不当労働行為である。

イ 被申立人の主張

被申立人と申立外会社とは、まったく独立した別個の存在である。したがって、被申立人の関係者が申立外会社の雇用問題に関与する理由も必要も皆無であり、被申立人が申立外会社と共謀した事実もない。

ウ 当委員会の判断

(ア) 不利益性の存否

a 不採用（秦野校での就労拒否）

秦野校開設が事実上湘南校の移転である状況において、前記第2の3の(3)のソで認定したとおり、A、B及びCを被申立人が採用せず秦野校で就労させなかったことには、不利益性が認められる。

b 待機勤務

前記第2の3の(3)のソで認定したとおり、A、B及びCを、閉校した湘南校に留め置き、教習指導員としての仕事をさせなかったことには、精神的不利益性が認められる。また、閉校した湘南校に留め置かれた期間、同人らは残業することもなく、それまで支給されていた残業手当が支給されなくなったことには、経済的不利益性が認められる。

(イ) 不当労働行為性の存否

a 前記第2の1の(3)のア、同2の(1)及び(2)で認定したとおり、Eらが経営に関与するようになった昭和53年ごろから、申立外会社と組合との間で不当労働行為事件の審査や裁判が行われていた。そして、前記第2の2の(3)で認定したとおり、申立外会社は組合支部との団体交渉には応じていたものの、少なくとも平成12年4月以降団体交渉に上部団体の役員が参加することを拒んでおり、また、前記第2の3の(2)のカで認定したとおり、団体交渉に

において組合が秦野校への異動に関する協定書の締結を求めた際にG社長は、誰と誰は来るなということができたならうれしい、弁護士の見解ではできないと言っていたなどと暗に組合支部員の秦野校異動は本意ではないことを示すなど、労働組合敵視の姿勢が見られた。

- b 前記2の(3)のウで判断したように、被申立人は、申立外会社と外形上も、経営上・業務上・労務管理上も強い関連性が見られ、湘南校閉校、秦野校開設に関しては実質的に一つの事業体であると認められ、同校開設に伴う従業員の確保、湘南校従業員の人事・労務管理については、両者が緊密な連携の下、一体となって行ったものである。

そうした中で被申立人は、前記第2の3の(1)のケ、(2)のキ、ケ、コ、(3)のア、ウ、エ、ケからサまで、セ、(4)のア及びオで認定したとおり、平成15年6月以降順次湘南校の従業員を秦野校の従業員として採用し、特に教習指導員・検定員として従事していた者に関しては、Aら3名の組合支部員と定年退職したJ' とL'（後に契約社員として採用）を除き全員採用しているのである。

- c その一方、前記2の(3)のウ及び同3の(1)のウの(イ)のaで見たとおり、申立外会社と実質的に一つの事業体であった被申立人は、申立外会社の労働組合敵視の姿勢、組合支部の活動状況、申立外会社と組合支部との団体交渉の経緯、特に、申立外会社のG社長が、湘南校の従業員を秦野校に全員連れていく旨の発言をしながら組合員らが秦野校への異動について書面で協定するよう求めたのに対し一貫して応じなかった事実及びA、B及びCが秦野校での就労を希望していた事実をすべて知りながら、組合員である同人らは採用せず、前記第2の3の(3)のカ、サ及び(4)のアで認定したとおり、組合支部を脱退したW、F' はほどなく採用している。そして、前記第2の3の(3)のソ及び(4)のクで認定したとおり、申立外会社はA、B及びCを閉校した湘南校に具体的な仕事も指示しないまま約8か月間待機勤務させ解雇した。これらのことから、同人らに対する一連の行為は、秦野校開設に関して実質上一つの事業体である被申立人と申立外会社とが、同人らが組合員であることを理由とする不当労働行為意思に基づいて行ったものであると判断せざるを得ない。

(ウ) まとめ

以上のことから、湘南校閉校、秦野校開設に関し申立外会社と実質的に一つの事業体である被申立人が、A、B及びCを秦野校従業員としては採用せず、申立外会社において同人らを閉校した湘南校に待機勤務とし解雇したことは、同人らが労働組合の組合員であることを理由とした不当労働行為意思に基づくものであり、それがやむを得ない合理的理由によって行われたとの主張も疎明もないのであるから、被申立人の行為は労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

また、これらの行為は、実質的には湘南校の移転である秦野校開設に当たり、新たな事業所となる秦野校から組合支部員を排除するものであり、組合本部及び組合支部に対する支配介入に当たると認められるから、併せて労働組合法第7条第3号の不当労働行為にも該当する。

(2) 団体交渉

ア 申立人の主張

組合支部は、平成16年7月8日付けで被申立人に対し団体交渉を申し入れたにもかかわらず、被申立人は、同月14日付けで正当な理由なく団体交渉を拒否した。

イ 被申立人の主張

被申立人は、法律上も事実上も被申立人と雇用関係にない申立人Aらとの間で団体交渉を行わなければならない理由がまったく理解不可能である。

ウ 当委員会の判断

前記2の(3)のウで判断したとおり、湘南校閉校、秦野校開設に伴いA、B及びCに対してなされた一連の行為に関しては被申立人に使用者性があると認められるところ、前記第2の3の(4)のウ及びエで認定したとおり、組合支部からの秦野校への異動問題を議題とする団体交渉の申入れに対して、被申立人は組合員らが雇用関係にないという形式的な事柄のみを理由に団体交渉に応じなかったのであるから、団体交渉を拒否することに正当な理由を欠き、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると判断する。

また、被申立人が団体交渉を拒否することにより、組合本部及び組合支部の影響力が排除され、組合活動に支障をもたらす行為であるので、

併せて労働組合法第7条第3号にも該当する不当労働行為であると判断する。

(3) 組合事務所の使用妨害並びに組合事務所の破壊及び組合所有備品等の毀棄

ア 申立人の主張

(ア) 組合事務所の使用妨害

湘南校においては、申立外会社と組合支部の間に、組合事務所についての黙示の使用貸借契約が成立していた。申立外会社は被申立人との共謀に基づき、平成17年1月以降、組合支部の看板を撤去隠匿する、組合事務所に出入りする者の通行を妨害する等の方法で、組合事務所の使用を妨害してきた。

(イ) 組合事務所の破壊及び組合所有備品等の毀棄

申立外会社は被申立人との共謀に基づき、組合事務所使用妨害禁止仮処分が横浜地方裁判所小田原支部に係属し審尋期日が設定されていたその最中、組合事務所を破壊するとともに、組合支部所有の物品を窃取または毀棄して、組合支部による組合事務所占有を完全に消滅せしめた。

被申立人及び申立外会社の所為は、組合運営に対する支配介入の最たるものである。

イ 当委員会の判断

湘南校閉校以降の申立外会社の業務に関しては、被申立人が申立外会社と一体となっていた事実、被申立人が申立外会社と共謀した事実のいずれについても疎明がないのであるから、前記第2の3の(4)のキ、ケ及びコで認定したとおり、湘南校においては指導員室の一角を組合支部が組合事務所として使用しており、申立外会社による組合事務所の使用妨害や、組合事務所を含む湘南校の校舎の破壊及び組合所有備品の毀棄があったとしても、そのことをもって被申立人による不当労働行為と判断することはできない。

4 救済の方法及び範囲について

以上のとおり、被申立人が、申立人A、B及びCを秦野校の教習指導員として採用しなかったことは不当労働行為であり、不当労働行為が行われなかったならば、遅くとも自動車教習所としての湘南校が閉校した平成16年6

月9日の翌日には秦野校の教習指導員として採用されたものと考えられることから、被申立人に対し、A、B及びCが秦野校の教習指導員として採用され就労していたものとして取り扱い、現に就労させるまでの間、就労していたならば支給されたであろう賃金に相当する額から、申立外会社が給与等として支払済みの額を控除した額に、年率5分相当額を加算した額の金員の支払いを命令することが相当であるので、主文第1項のとおり命ずることとする。

また、被申立人は、秦野校における労働問題について申立人組合支部と誠実に団体交渉を行うよう命令することが相当であるので、主文第2項のとおり命ずることとする。

さらに、今後同様の行為が繰り返される虞れがないとは言えないので、主文第3項のとおり命ずることとする。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定を適用し、主文のとおり命令する。

平成19年3月19日

神奈川県労働委員会

会長 小西 國 友 ，